

株 主 各 位

東京都文京区小日向四丁目5番16号
V A L U E N E X 株式会社
代表取締役社長 中 村 達 生

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年10月25日(金曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月28日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都文京区大塚一丁目5番23号
嘉ノ雅 茗溪館 2階 茗溪
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第13期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3. 本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://valuenex.com/>) に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年10月25日（金曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業務執行の責任者として、権限・責任を明確化し、会社方針に基づく業務執行の迅速性と機動性の向上を図るとともに、人材登用拡大による意識向上及び、次期幹部候補育成のため、従来CEO、COO、CFO、CTO等については取締役限定していたものを当社従業員にまで対象範囲を拡大するものであります。
- (2) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役の中から</u> CEO、COO、CFO、CTO等を各1名選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって、CEO、COO、CFO、CTO等を各1名選定することができる。
第22条～第28条 (条文省略)	第22条～第28条 (現行どおり)
(選任方法) 第29条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)	(選任方法) 第29条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当会社は法令または本定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第30条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第31条～第43条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の若返り及びグローバル展開促進を図るため、1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	中村達生 (1965年11月25日)	1991年 4 月 株式会社三菱総合研究所入社 1994年 10 月 東京大学工学部助手 1997年 10 月 株式会社三菱総合研究所復職 2006年 8 月 株式会社創知（現当社）設立 代表取締役社長就任 2014年 2 月 VALUENEX, Inc.設立 Board of Director (CEO) 就任（現任） 2019年 2 月 当社代表取締役社長CEO社長執行役員 就任（現任）	660,800株
2	※ 島正明 (1965年 9 月 15 日)	1990年 4 月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行 2000年 2 月 株式会社テレコメディア出向 2002年 4 月 株式会社三井住友銀行復職 2010年 1 月 SMBCコンサルティング株式会社出向 2013年 10 月 株式会社三井住友銀行復職 2019年 8 月 当社入社 コーポレート本部長就任（現任）	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<small>ほん</small> 本 <small>だ</small> 多 <small>かつ</small> 克 <small>や</small> 也 (1963年8月2日)	1992年 6 月 新技術事業団創造科学推進事業 (ERATO) 吉村パイ電子物質プロジェクト研究員 就任 1996年 12 月 科学技術振興事業団創造科学推進事業 (ERATO) 田中固体融合プロジェクト研究員就任 1998年 10 月 東京工業大学応用セラミックス研究所 COE研究員就任 1999年 4 月 株式会社三菱総合研究所入社 2008年 10 月 株式会社創知 (現当社) 入社 2013年 1 月 当社取締役ソリューション事業本部長 就任 2016年 1 月 当社取締役研究開発本部長就任 2019年 2 月 当社取締役執行役員研究開発本部長就 任 (現任)	1,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	片桐 広貴 <small>かた ぎり ひろ たか</small> (1971年9月17日)	1997年 4 月 株式会社日本総合研究所入社 2000年 9 月 コグニティブリサーチラボ株式会社入社 2004年 7 月 株式会社ドリームトレインインターネット入社 2007年 10 月 株式会社創知(現当社)入社 2015年 6 月 当社取締役ソリューション事業本部副本部長就任 2016年 1 月 当社取締役ソリューション事業本部長兼事業推進本部長就任 2017年 4 月 当社取締役ソリューション事業推進本部長就任 2019年 2 月 当社取締役執行役員ソリューション事業推進本部長就任(現任)	3,600株
5	※ <small>マイケル サミュエル</small> Michael Samuel <small>コバック</small> Kovach (1981年3月24日)	2003年 1 月 Unishippers Global Logistics, LLC.入社 2003年 5 月 UniRates, Inc.設立CEO就任 2010年 8 月 Pilot Communications (PTPAE), Inc.設立CEO就任 2016年 10 月 当社入社 2017年 9 月 当社海外事業推進室長就任 2019年 2 月 当社上席執行役員海外事業推進室長就任(現任)	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	鈴木理晶 (1975年8月21日)	2003年 10 月 弁護士登録 2003年 10 月 弁護士法人クレア法律事務所入所 2006年 4 月 早稲田大学インキュベーション推進室 法務コンサルタント就任 (現任) 2010年 6 月 社団法人日本マーケティング・リサーチ 協会 (現「一般社団法人日本マーケ ティング・リサーチ協会」) プライバ シーマーク審査会委員就任 (現任) 2012年 6 月 弁護士法人クレア法律事務所パートナ ー、財団法人ベンチャーエンタープ ライズセンター (現「一般財団法人ベン チャーエンタープライズセンター」) 理事就任 (現任) 2014年 12 月 ターナー法律事務所開設所長弁護士 (現任) 2016年 10 月 当社社外取締役就任 (現任)	-

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木理晶氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鈴木理晶氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社の経営に関与された経験はございませんが、弁護士及びベンチャー企業のアドバイザーとして企業法務における豊富な知識、経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているものと判断したためであります。
5. 鈴木理晶氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、鈴木理晶氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としており、鈴木理晶氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、鈴木理晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議の効力は、定款の定めにかかわらず、本決議後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとします。また、選任された補欠監査役につきましては監査役の就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
茂田井純一 (1974年3月19日)	1996年 4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入社 2005年 9月 クリフィックス税理士法人入社 2006年 6月 株式会社スタートトゥデイ(現株式会社ZOZO) 非常勤監査役就任(現任) 2008年 12月 株式会社アカウンティング・アシスト設立代表取締役就任(現任) 2009年 9月 株式会社ECナビ(現株式会社CARTAHOLDINGS) 非常勤監査役就任(現任) 2013年 6月 株式会社マーテックス(現株式会社Warranty Technology) 非常勤監査役就任(現任) 2015年 3月 株式会社ビジョン非常勤監査役就任(現任) 2016年 3月 フィーチャ株式会社非常勤監査役 2016年 3月 サイバーエリアリサーチ株式会社(現Geolocation Technology株式会社) 非常勤監査役就任(現任) 2017年 12月 株式会社音楽館非常勤監査役就任(現任) 2018年 9月 フィーチャ株式会社非常勤取締役就任(現任) 2018年 11月 株式会社スポカレ非常勤監査役就任(現任) 2019年 5月 株式会社ナイルワークス非常勤監査役就任(現任)	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茂田井純一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 茂田井純一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、他の上場企業の監査役を務めており、また公認会計士及び税理士の資格を有し、会計業務に精通しているためであります。
4. 茂田井純一氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の景気は、このところ輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しております。個人消費も、持ち直しており、設備投資は、このところ機械投資に弱さも見られますが、緩やかな増加傾向にあります。また、企業収益は、高い水準で底堅く推移しており、企業の業況判断は、製造業を中心に慎重さが増しております。

IDC JAPAN株式会社の発表(2019年5月9日)によると、BDA(Big Data and Analytics Solution)の支出額は2018年～2022年の5年間の年間平均成長率(CAGR:Compound Annual Growth Rate)は13.2%と予測されており、2022年には全世界のBDAの支出額は2,743億ドルになるとされています。また、最大の国別市場は米国であり、日本と英国がそれに続くと予測されています。このように、全世界及び国内のBDA(Big Data and Analytics Solution)市場は、市場規模、成長性ともに有望視されます。

当連結会計年度は、昨年度に引き続き、国内及び海外におけるASPサービスとそれに基づくコンサルティングサービスのさらなる販売拡大活動をしてまいりました。

また、採用活動も退職者の補充も含めて順調に推移しており、21名(うち営業10名)を採用いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は557,885千円(前期比9.9%増)、営業損失は76,347千円(前期は営業利益77,007千円)、経常損失は92,044千円(前期は経常利益77,851千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は108,068千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益83,726千円)となりました。

主なサービス別の状況は以下のとおりであります。

(a) コンサルティングサービス

当連結会計年度におけるコンサルティングサービスの売上高は、339,201千円（前期比2.0%減）でありました。

(b) ASPサービス

当連結会計年度におけるASPサービスの売上高は、218,601千円（前期比35.3%増）でありました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は448千円であり、内容といたしましては工具、器具及び備品の購入であります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2018年10月30日付の東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、公募による株式420,000株を発行し、710,976千円の資金調達を行いました。また、2018年11月26日に有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）を行い、66,700株を発行し、112,909千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2016年7月期)	第11期 (2017年7月期)	第12期 (2018年7月期)	第13期 (当連結会計年度) (2019年7月期)
売上高 (千円)	349,711	343,440	507,744	557,885
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	8,823	△53,260	77,851	△92,044
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	2,046	△54,321	83,726	△108,068
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	0.88	△23.66	36.92	△40.71
総 資 産 (千円)	285,710	268,166	424,982	1,077,283
純 資 産 (千円)	195,199	116,875	207,089	939,400
1株当たり純資産 (円)	83.91	51.57	89.46	334.06

- (注) 1. 2018年3月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割については、2016年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式数を算出するにあたり、自己株式数を控除しております。
4. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
VALUENEX, Inc.	1,000,000 USD	100.0%	コンサルティング事業

(4) 対処すべき課題

①新規事業分野の開拓

当社グループの事業領域は、大量の文書解析のニーズがある分野全てにわたっておりますが、現状、特に知的財産権の分野に集中しております。当社グループは、これをマーケティング分野、投資分野、医療分野、法曹分野などに展開していくことが可能であり、新規事業分野への開拓が重要と考えております。

②VALUENEXブランドの強化

予測分析のリーディングカンパニーとしての地位を築くことを目標としているなかで、VALUENEXという社名をサービス名にも昇華させ、さらにはブランド化していきたいと考えております。そのためには認知度向上が不可欠であり、インターネットなどを有効に活用しながら、定着を図る方針であります。

③人材の確保と育成

当社グループは、さらなる事業成長を目指しておりますが、そのなかで、最も重要な経営資源は人材であると考えております。そのために、新たな人材を採用する必要がありますが、現在、景気の向上も相まって、優秀な人材については、他社との競合となってきております。当社グループは、上場により、知名度が上がるとともに、安定的な財務基盤を確立することを通じ、優秀な人材が確保されるものと期待しております。

④海外展開

当社グループは、当初より、市場規模が大きいと考えられることから、海外展開を見据えた営業活動を行っており、また、現在、スイス（ジュネーブ）に社員を派遣しており、情報収集を中心に活動を行っております。

最近では、海外イベントにおいて、当社の社長に対してプレゼンターの依頼がくるなど、少しずつ、当社の存在感が海外にも浸透してきていると考えており、海外展開をさらに積極的に推進していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが、成長を遂げるに際して、無視しえないのが内部管理体制の問題です。従来より当社グループは監査役会の設置、独立取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、組織が大きくなるとともに、事業が拡大するにつれて、コンプライアンス遵守が甘くならないようにする必要があります。そのため、全従業員へのコンプライアンス・マニュアルの遵守の徹底などを図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年7月31日現在)

事業区分	事業内容
アルゴリズム事業	当社のアルゴリズムを基盤にしたビッグデータ（注）の解析ツールの提供とそれを用いたコンサルティングサービス

（注）1. ビッグデータ：従来、膨大な量であるため、処理が困難とされていた大量のデータ。

2. 当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年7月31日現在)

① 当社

本	社	東京都文京区
---	---	--------

② 子会社

VALUENEX, Inc.	米国カリフォルニア州 メンロパーク市
----------------	--------------------

(7) **使用人の状況** (2019年7月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況** 28 (8) 名 (前期比11名増 (3名減))

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25 (8) 名	8名増 (3名減)	35.8歳	1.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

2018年10月30日付の東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、公募による株式420,000株を発行し、710,976千円の資金調達を行いました。また、2018年11月26日に有償第三者割当増資 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資) を行い、66,700株を発行し、112,909千円の資金調達を行いました

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年7月31日現在)

① 発行可能株式総数 3,600,000株

② 発行済株式の総数 2,856,300株

(注) 新株予約権の権利行使および、2018年11月26日に有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式の総数は、110,100株増加しております。

③ 株主数 1,523名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
早 稲 田 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,106,100株	39.47%
中 村 達 生	660,800	23.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	180,900	6.46
ウエルインベストメント株式会社	125,100	4.46
工 藤 郁 哉	50,300	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	50,300	1.79
平 澤 創	50,000	1.78
長 谷 川 智 彦	30,000	1.07
B A N Q U E P I C T E T A N D C I E S A	16,300	0.58
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証 券 投 資 信 託 □)	15,000	0.54

(注) 1. 当社は、自己株式を54,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2015年7月31日	2016年3月2日		
新株予約権の数		40個	39個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 300株) (注) 1	普通株式 11,700株 (新株予約権1個につき 300株) (注) 1		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 30,000円 (1株当たり 100円) (注) 1	新株予約権1個当たり 36,000円 (1株当たり 120円) (注) 1		
権利行使期間		2017年8月1日から 2025年7月31日まで	2018年3月3日から 2026年3月2日まで		
行使の条件		(注) 2、4	(注) 3、4		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	9個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	2,700株
		保有者数	0名	保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株
		保有者数	0名	保有者数	0名
	監査役	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	11個
		目的となる株式数	6,000株	目的となる株式数	3,300株
		保有者数	1名	保有者数	3名

(注) 1. 2018年3月28日付で行った1株を300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
4. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

		第7回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2017年2月10日	2018年7月3日
新株予約権の数		55個	2,250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,500株 (新株予約権1個につき 300株) (注) 1	普通株式 225,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 125,000円 (1株当たり 417円) (注) 1	新株予約権1個当たり 60,500円 (1株当たり 605円)
権利行使期間		2019年2月11日から 2027年1月23日まで	2018年7月10日から 2028年7月9日まで
行使の条件		(注) 2、4	(注) 5、6、7、8、9
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 1,415個 目的となる株式数 141,500株 交付者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 4,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 0株 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 2018年3月28日付で行った1株を300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
 3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
 4. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

5. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く）。
 - (2) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。
 - (3) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格となったとき。
 - (4) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上、本項への該当を判断するものとする）。
 6. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 7. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 8. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 9. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 達 生	VALUENEX, Inc. Board of Director (CEO) CEO社長執行役員
取 締 役	工 藤 郁 哉	VALUENEX, Inc. Board of Director (CFO) CFO上席執行役員
取 締 役	本 多 克 也	執行役員研究開発本部長
取 締 役	片 桐 広 貴	執行役員ソリューション事業推進本部長
取 締 役	鈴 木 理 晶	ターナー法律事務所所長 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事
常 勤 監 査 役	松 田 均	ニッコー株式会社非常勤監査役
監 査 役	花 堂 靖 仁	國學院大學名誉教授
監 査 役	宮 内 宏	宮内・水町IT法律事務所所長

- (注) 1. 取締役鈴木理晶氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏及び監査役宮内宏氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松田均氏は、他の上場企業の監査役を務めております。
 - ・監査役花堂靖仁氏は、大学等における会計を含む企業開示分野の専門家としての経験があり、また経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員を歴任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 締 外 取 締 役)	5名 (1)	41,370千円 (1,950)
監 (う ち 社 査 外 監 査 役)	3 (3)	14,490 (14,490)
合 (う ち 社 外 役 員)	8 (4)	55,860 (16,440)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

- ロ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役鈴木理晶氏はターナー法律事務所所長及び一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役松田均氏はニッコー株式会社非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役花堂靖仁氏は國學院大學名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役宮内宏氏は宮内・水町IT法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	鈴木理晶	当事業年度に開催した取締役会18回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	松田均	当事業年度に開催した取締役会18回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に上場企業の役員として培った豊富な経験と見識のもと、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	花堂靖仁	当事業年度に開催した取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に大学教授としての会計を含む企業開示分野の専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
監査役	宮内宏	当事業年度に開催した取締役会18回のうち16回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,040千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,840千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して株式上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価の支払いをしております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範である「コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し取り組む。
 - ・「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定、必要に応じて改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数保管・管理する。
 - ・文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、「組織関連規程」等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

- ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、子会社の取締役等及び使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行う。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役による違法、又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・当社の「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程等を役員及び従業員に周知いたしました。また、当社の監査役は、会計監査人報告会への出席等を通じて、会計監査人と緊密な連携を図っています。当社の常勤監査役は、当社及び子会社の重要な会議体に参加し、当該会議体において、代表取締役から業務執行状況の報告を受けています。

なお、上記以外の内容につきましても、不断の見直しにより継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制となるよう努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,040,828	流動負債	136,746
現金及び預金	958,089	買掛金	6,078
売掛金	62,364	リース債務	757
仕掛品	1,199	前受金	88,507
その他の	19,174	未払法人税等	7,355
固定資産	36,455	賞与引当金	2,294
有形固定資産	15,865	その他の	31,752
建物	13,492	固定負債	1,136
工具、器具及び備品	24,047	リース債務	1,136
リース資産	3,497	負債合計	137,882
建設仮勘定	340	(純資産の部)	
減価償却累計額	△25,510	株主資本	942,746
無形固定資産	76	資本金	522,895
ソフトウェア	76	資本剰余金	536,064
投資その他の資産	20,513	利益剰余金	△93,712
繰延税金資産	264	自己株式	△22,500
その他の	20,248	その他の包括利益累計額	△6,601
		為替換算調整勘定	△6,601
		新株予約権	3,255
資産合計	1,077,283	純資産合計	939,400
		負債純資産合計	1,077,283

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	557,885
売上原価	119,033
売上総利益	438,851
販売費及び一般管理費	515,198
営業損失(△)	△76,347
営業外収益	
受取利息	76
助成金収入	570
その他	47
	693
営業外費用	
支払利息	376
為替差損	981
上場関連費用	15,033
	16,390
経常損失(△)	△92,044
税金等調整前当期純損失(△)	△92,044
法人税、住民税及び事業税	2,344
法人税等調整額	13,679
	16,024
当期純損失(△)	△108,068
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△108,068

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	113,168	14,355	△22,500	205,024
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△108,068		△108,068
新株の発行	411,942	411,942			823,885
新株の発行 (新株予約権の行使)	10,952	10,952			21,905
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	422,895	422,895	△108,068	-	737,722
当連結会計年度末残高	522,895	536,064	△93,712	△22,500	942,746

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,760	△1,760	3,825	207,089
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△108,068
新株の発行				823,885
新株の発行 (新株予約権の行使)			△569	21,335
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△4,841	△4,841		△4,841
当連結会計年度変動額合計	△4,841	△4,841	△569	732,311
当連結会計年度末残高	△6,601	△6,601	3,255	939,400

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 VALUENEX, Inc.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備においては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～24年

工具、器具及び備品 3年～15年

(ii) 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

(iii) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(i) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑥ 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,856,300株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 191,500株

3. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては基本的には行わず、また、資金調達に関しては短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(ii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	958,089千円	958,089千円	－千円
(2) 売 掛 金	62,364	62,364	－
資 産 計	1,020,454	1,020,454	－
(1) 買 掛 金	6,078	6,078	－
負 債 計	6,078	6,078	－

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 334円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △40円71銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	897,378	流動負債	125,243
現金及び預金	842,830	買掛金	6,078
売掛金	34,276	買入掛金	757
仕掛金	1,199	未払金	14,232
前払費用	9,850	未払費用	4,785
その他の資産	9,222	未払法人税等	6,879
固定資産	150,602	前受金	86,031
有形固定資産	14,926	預り金	4,184
建物	13,492	賞与引当金	2,294
工具、器具及び備品	22,646	固定負債	1,136
リース資産	3403,497	リース債務	1,136
建設仮勘定	340	負債合計	126,379
減価償却累計額	△25,048	(純資産の部)	
無形固定資産	76	株主資本	918,345
ソフトウェア	76	資本金	522,895
投資その他の資産	135,599	資本剰余金	532,177
関係会社株式	115,351	資本準備金	422,895
その他の資産	20,248	その他資本剰余金	109,282
		利益剰余金	△114,227
		その他利益剰余金	△114,227
		繰越利益剰余金	△114,227
		自己株式	△22,500
		新株予約権	3,255
資産合計	1,047,980	純資産合計	921,600
		負債純資産合計	1,047,980

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		466,039
売 上 原 価		108,363
売 上 総 利 益		357,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		442,671
営 業 損 失 (△)		△84,995
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	75	
補 助 金 収 入	570	
そ の 他	0	646
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	376	
為 替 差 損	575	
上 場 関 連 費 用	15,033	15,985
経 常 損 失 (△)		△100,334
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△100,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	13,946	14,896
当 期 純 損 失 (△)		△115,230

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	100,000	-	109,282	109,282	1,003	1,003	△22,500	187,785	
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失					△115,230	△115,230		△115,230	
新 株 の 発 行	411,942	411,942		411,942				823,885	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10,952	10,952		10,952				21,905	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	422,895	422,895	-	422,895	△115,230	△115,230	-	730,559	
当 期 末 残 高	522,895	422,895	109,282	532,177	△114,277	△114,277	△22,500	918,345	

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,825	191,610
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△115,230
新 株 の 発 行		823,885
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	△569	21,335
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		
当 期 変 動 額 合 計	△569	729,990
当 期 末 残 高	3,255	921,600

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～24年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(i) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	11,333千円
短期金銭債務	1,558千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	15,498千円
販売費及び一般管理費	1,200千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	54,000株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	33,408千円
繰越欠損金	60,230千円
減価償却超過額	15,248千円
その他	5,115千円
繰延税金資産合計	<u>114,002千円</u>
評価性引当額	<u>△114,002千円</u>
繰延税金資産合計	一千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	VALUENEX, I n c .	所有 直接 100.0%	業務委受託 役員の兼任	増資の引受 (注)	96,602	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(2) 役員

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役 員	工 藤 郁 哉	被所有 直接 1.79%	当社取締役	新株予約権 の行使 (注)	20,975	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 327円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △43円41銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限社員 公認会計士 飯塚 徹 ㊞
業務執行社員

指定有限社員 公認会計士 野瀬 直人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、VALUENEX株式会社の2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUE X株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

VALUENE X株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限社員 公認会計士 飯塚 徹 ㊞
業務執行社員
指定有限社員 公認会計士 野瀬 直人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、VALUENE X株式会社の2018年8月1日から2019年7月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書及びその附属明細書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月3日

VALUENEX株式会社 監査役会

常勤監査役 松田 均 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 花堂 靖仁 ㊟

社外監査役 宮内 宏 ㊟

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区大塚一丁目5番23号
嘉ノ雅 茗溪館 2階 茗溪



交通 地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅 2番出口より 徒歩約2分

※本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。